

2019年第2回定例会（2019年6月19日）

井坂しんや県議（横須賀市選出）の代表質問と答弁

* 一問一答形式に編集
(文責：日本共産党神奈川県議団)

【1】子どもの貧困対策について

- (1) 神奈川県子どもの貧困対策推進計画の改定について
- (2) 子どもの生活実態を把握するための貧困実態調査について

【2】地球温暖化対策について

- (1) 国の地球温暖化対策について
- (2) 横須賀に計画されている石炭火力発電所の建設計画について

【3】建設労働者の働き方改革と公契約条例について

- (1) 建設労働者の働き方改革について
- (2) 公契約条例の制定について

【4】教員の働き方改革と県独自の教員加配について

- (1) 教員の働き方改革について
- (2) 少人数学級の促進のための県独自の教員の加配措置について

【5】障がい者差別解消に向けた条例制定について

【6】米軍基地に関する問題について

- (1) 日米地位協定について
- (2) 横須賀港での米海軍の過剰警備について



井坂議員：日本共産党の井坂新哉です。私は日本共産党神奈川県議会議員団を代表し、知事並びに教育長に質問をいたします。

質問に入る前に、5月28日、川崎市多摩区で起きた連続殺傷事件で命を落とされた2名の方に心から哀悼の意を表するとともに、被害に遭われた方々の回復を心からお祈り申し上げます。

この事件は児童を狙った無差別事件であり、到底許されるものではありません。今後、このような事件が二度と起きないように、私たち日本共産党県議団としても関係者の方々と一緒に取り組みを進めていきたいと思っております。

また、昨日午後10時22分、新潟県と山形県において最大震度6強を観測する地震が発生しました。被害に遭われた方々に心よりお見舞い申し上げますとともに、今後被害が最小限に抑えられるよう、政府をはじめ関係機関の方々のご尽力をお願い申し上げます。

【1】子どもの貧困対策について

(1) 神奈川県子どもの貧困対策推進計画の改定について

井坂議員：それでは質問に入ります。

4月のいっせい地方選挙で、私たち日本共産党県議団も新たに5人の構成となりました。これまでの4年間同様に知事の政策に是々非々で対応するとともに、県民生活を最優先にした県政、県民要望を実現する県政に向けて取り組みたいと思っております。

質問の第1は、子どもの貧困対策についてです。

現在知事は、これからの4年間の方向性を示すグランドデザインの策定を進めています。このグランドデザインに対する私の率直な感想は、県民の生活実感が反映されていない計画だと感じています。特にアベノミクスによって貧困と格差が拡大し、10月には消費税の増税も進められようとしている中で、県民の生活を支えるという視点があまりにも希薄だからです。

また、グランドデザインの中ではSDGsの推進についても触れられていますが、県民生活を支えるという点でいえば、SDGsの第1の目標「貧困をなくそう」、第3の目標「すべての人に健康と福祉を」などについては、県独自の取り組みが弱いと思います。

さて、そういう視点に立って、まずは神奈川県子どもの貧困対策推進計画の改定について伺います。

子どもの貧困対策については、政府の大綱が示され、本県もそれに基づいて子どもの貧困対策推進計画を策定しました。今年度はこの計画の最終年度を迎え、次期計画の策定段階になっています。

現在、政府が大綱の見直しを検討中であるため県としての具体的な取り組みが定まっていませんが、かながわ子ども支援協議会でこれまでの取り組みの評価などについて検討されています。

現計画は、相対的貧困率の高い母子世帯への支援を重点において策定されていますが、本来は貧困状態のすべての家庭に対して支援することが大切だと思います。また、基本方向の第1として教育の支援を柱としていますが、教育の支援は貧困の連鎖を断ち切り、自らの人生を切り開くという意味で重要ですが、現在の貧困状態を解消するための経済的支援が後に回されていることは、大きな問題だと思います。ひとり親のアンケートでも、拡充すべき制度として「児童扶養手当などの現金給付の拡充」が44.4%と断トツに高いことに注目すべきではないでしょうか。

次の計画では支援の対象を貧困状態にあるすべての家庭とするとともに、要望の強い経済的支援を充実し、より実効性のある施策を進める必要があると思います。

いずれにしても、県としてこれまでの施策の評価を行い、次期計画の具体的な取り組みを早く決めなければ、来年度予算に新たな施策を反映させることができないのではないのでしょうか。これまで進めてきた内容を踏襲するだけで現在の子どもの貧困状態を改善できるとは思えませんので、国の大綱を待つのではなく、主体的に子どもの貧困対策推進計画の改定を進め、実効性ある施策を推進すべきと思いますが、知事の見解を伺います。

黒岩知事：答弁に入ります前に一言申し上げます。

昨夜、山形県沖を震源とする最大震度6強の地震が発生しました。この災害により被害に遭われた方々に心からお見舞いを申し上げます。

県では発災直後ただちに災害対策支援チームを立ち上げ、情報収集等を行っています。現時点では本県に対し応援要請はありませんが、引き続き被災状況を注視するとともに、国や全国知事会等と連携し、要請があれば必要な支援を行ってまいります。

それでは、井坂議員のご質問に順次お答えしてまいります。

初めに、子どもの貧困対策についてお尋ねがありました。まず、神奈川県子どもの貧困対策推進計画の改定についてです。

子どもの貧困対策の推進に関する法律では、都道府県は国の基本的な方針である子どもの貧困対策に関する大綱を勘案して計画を策定することとされており、県では平成27年3月に計画を策定しました。そして、今年度の計画改定に向けて外部有識者による神奈川県子ども支援協議会を昨年度設置しました。この協議会では施策の進捗状況を確認し、現計画の課題や社会状況の変化を踏まえた施策の方向性など



について議論していただいています。

県としては、今後、協議会でのご意見も踏まえ、年度末を目途に計画改定をすすめます。その上で、全庁一丸となって、より実効性ある施策を実施することで、子どもの貧困対策に取り組んでまいります。

(2) 子どもの生活実態を把握するための貧困実態調査について

井坂議員：次に、子どもの生活実態を把握するための貧困実態調査について伺います。

貧困は見えにくい。これはよく言われることですが、実際に必要な施策を進めるためには、現状を把握することと、どんな支援を必要としているかをしっかりと把握する必要があると思います。

このような中、沖縄県では県独自に子どもの生活実態の調査を2015年から行い、沖縄県としての貧困率を出すなど、市町村と連携した取り組みが進められています。

沖縄県の貧困率は全国平均と比較しても非常に高いことから、国も補助金を付け、対策に乗り出しました。沖縄県はその補助金を活用し、基金を創設し、貧困対策を具体的に進める市町村の支援のために使おうとしています。

このような取り組みを進める上でも、貧困の実態を明らかにしたことが重要だったことは間違いありません。

本県としても現在の子どもの貧困対策推進計画を検証し、神奈川県の子どもの生活実態を十分に把握するために、沖縄県で行われたような子どもの貧困実態調査を行い、子どもの貧困対策に活用する必要があると思いますが、知事の見解を伺います。



沖縄県 市町村データを用いた 子どもの貧困率の推計*1)

沖縄県下の41市町村のうち、子どもの貧困率算出に関するデータの提供があった35自治体の可処分所得算出用データを使用し、そのうち、すべてのデータが突合可能であった8自治体(サンプルA)を用いて子どもの相対的貧困率(再分配前・後)、18-64歳の大人が1人の世帯の世帯員の貧困率を算出した。結果は以下の通り。

サンプル	A	B(参考)	国(参考)*4
自治体数	8	35	
世帯数	412,805	555,544	
子ども数	203,591	277,110	
H22国勢調査による沖縄県全体の子ども数に対する割合	約68%	約93%	
子どもの相対的貧困率*2	29.9%	推計不可	16.3%
18-64歳の大人が1人の世帯の世帯員の貧困率*2,3	58.9%	推計不可	54.6%
再分配前の子どもの貧困率*2	32.4%	33.9%	

*1) 本推計は、沖縄県、沖縄県子ども総合研究所の指示を備へ、沖縄県下の市町村の協力のもと、阿部彰(首都大学東京 子ども生活実態研究センター所長)が推計した。
*2) 厚生労働省「平成20年国民生活基礎調査」による貧困基準を物価調整した値を基準とする。
*3) 0-17歳以下の子どもと18-64歳以下の大人1人によって構成される世帯、スライト4参照のこと。
*4) 厚生労働省「平成25年国民生活基礎調査」

黒岩知事：次に、子どもの生活実態を把握するための貧困実態調査についてです。

神奈川県子どもの貧困対策推進計画では、検証にあたり子どもの貧困の状態を測る指標を設定し、定期的に進行管理を行っています。また、県では平成27年の計画策定以降、ひとり親家庭を対象としたアンケート調査や、福祉事務所などの子ども支援に関わる相談員への意識調査を実施し、市町村や関係機関と情報共有を図りました。

一方、子どもの貧困の実態調査は、住民に身近な市町村が行うことで、地域の実情やニーズ、社会的資源をよりきめ細かく、把握できると考えています。

国は、市町村が実施する貧困の実態調査や計画策定、その後の支援体制の整備などを対象とした交付金制度を設けており、県内では、すでに10市が実態調査を実施しています。県は交付金の積極的な活用による調査の実施を働きかけるとともに、調査結果を県市町村連絡会議などを通じて、市町村と共有してまいります。そのため、現時点では県が実態調査を行う考えはありません。

【2】地球温暖化対策について

(1) 国の地球温暖化対策について

井坂議員：次に、地球温暖化対策について伺います。

まず、国の地球温暖化対策についてです。

SDGs では目標の 13 番目に、「気候変動に具体的な対策を」「気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る」として、地球温暖化対策の推進が盛り込まれています。

国も再生可能エネルギーの普及や省エネ対策に取り組んでいますが、石炭火力発電をベースロード電源に位置づけ、先進国では唯一石炭火力発電所の建設計画を持っているなど、NGOからも批判を浴びています。

国連のアントニオ・グテーレス事務総長は今年 5 月 9 日、AP 通信からの取材に対し、「2020 年以降は石炭火力発電所を禁止すべき」と述べながら「最終的には 2050 年までに世界は二酸化炭素を一切排出できなくなる。」と警鐘を鳴らしています。

このような中、政府は 6 月 11 日にパリ協定に基づく長期戦略を閣議決定しました。この中では、2050 年までに 80% の温室効果ガス削減に向けて大胆に取り組むとしています。しかしその一方で、電力分野の取り組みでは「脱 CO₂」についてドイツでは採用されなかった CCS という、二酸化炭素を分離・回収してそれを地下に貯留する技術などの技術開発に頼った内容となっており、石炭火力発電を引き続き容認するものとなっています。この案を策定する段階では、座長が石炭火力の全廃をこの案に入れようと提言したことに対して、産業界からの意見でそれが外されたと報道されています。

知事はこのような国の長期戦略についてどのようにお考えでしょうか、見解を伺います。

また、SDGs の推進という立場から石炭火力発電を 2050 年までにゼロにするよう国に求める必要があると思いますが、いかがお考えでしょうか、伺います。



黒岩知事：次に、地球温暖化対策についてお尋ねがありました。

まず、国の地球温暖化対策についてです。

国の長期戦略では、当面石炭火力発電を一定の割合で活用するとしています。一方で、再生可能エネルギーの主力電源化や水素社会の実現も掲げています。

県としても、安定的な電力確保のために、当面、石炭火力発電を一定の割合で活用することは、やむを得ないと考えていますので、国に長期戦略の見直しを求める考えはありません。

(2) 横須賀に計画されている石炭火力発電所の建設計画について

井坂議員：次に、横須賀に計画をされている石炭火力発電所の建設計画についてです。

横須賀で進められている石炭火力発電所の建設計画は、アセスの審査が終わり解体工事を行っている最中の 5 月に、工事の着手届が出されました。

この建設計画のアセス手続きでは、リプレース(施設の更新)として簡略化された手続きで進められました。しかし、もともとあった火力発電所はすでに長期の運転停止をしており、アセス手続きを簡略化することに大きな疑問が出され、アセスの取り消しを求める行政訴訟となっています。



とりわけ、多くの住民から疑問として出されたのは、新たな石炭火力発電所は以前よりも二酸化炭素の排出量が少なくなるとしている事業者の説明でした。実際、事業者の説明でも、比較対象としていた 7 基の発電機がフル稼働していたのは約 20 年前であり、その時点と比較して二酸化炭素の排出が少なくなるというような説明では、住民が納得いかないのも当然だと思います。

アセス手続きの中で、知事も、なぜ燃料を石炭にしたのかという住民の疑問に答えるよう、意見を付けたところでは。

先進国では、石炭火力発電をなくしていこうとしている中で、SDGs 最先端県を標榜する神奈川県内に新たな石炭火力発電所が建設されることは、SDGs の推進と逆行することになると思いますので、知事としても新たな石炭火力発電所の建設について反対の姿勢を示す必要があると思いますが、知事の見解を伺います。

黒岩知事：次に、横須賀に計画されている石炭火力発電所の建設計画についてです。

この建設計画に対しては平成 30 年 8 月 8 日付で、事業者が責任を自覚し石炭を選択した理由について、地域住民の理解を得られるよう真摯に説明すること、天然ガス等との比較を適切に行い、その結果に応じた環境保全措置を的確に示すことを、知事意見として経済産業大臣に提出しました。今もその考え方に変わりはありません。

【3】建設労働者の働き方改革と公契約条例について

(1) 建設労働者の働き方改革について

井坂議員：次に、建設労働者の働き方改革と公契約条例について伺います。

まず、建設労働者の働き方改革についてです。

建設業は休みが少ないことや給与が全産業の平均よりも低いなどの影響で、若い人の就労が減っており、働き方改革が求められています。現在、働き方改革に向けて一般社団法人日本建設業連合会などが週休 2 日を促進する取り組みをされています。また、国も設計労務単価の積算において、週休 2 日を実施する工事には割増しとなるよう補正係数をかけることなどが取り組まれています。県では、国のこのような動きを受け、昨年、一昨年と週休 2 日のモデル工事を発注するとともに、そのモデル工事についてのアンケートを実施し、受注業者からの意見を聴取しています。アンケートには、休日の設定を土日に限定せず雨天日も休日を含めること、週休 2 日の取り組みに伴う賃金や経費の増額、工期の適切な設定について意見が出されています。



県はこのアンケートをもとに制度を改定し、休日の設定や割増補正などを導入するようになりました。しかし、労務費等の割増補正については、国は 4 週 8 休に限らず、4 週 6 休や 4 週 7 休でも割増しを認めるなど、緩やかに改善を進める方向性を持っています。県としても 4 週 8 休を目指しながらも、国が設定しているような過渡的な対応も考える必要があると思います。

一方で、建設業界は複雑で重層的な下請構造と、働いた日数に応じた給与を月ごとに支払う日給月給払いが多いこともあり、休んだ分だけ給与が減るのでは意味がないという声もあります。

週休 2 日を当たり前の働き方にするには、この日給月給制を改善していくことも必要だと思います。

また、下請に入っている現場の労働者、小規模な事業者からは、月給制にしたいくても安定した仕事の確保がない中で、人を雇い続けるのが難しいなどの声も聞こえる状況です。

そこで、知事に伺います。建設労働者の働き方改革を進めるためには、先に示したような課題があると思いますが、知事はこのような課題をどう捉えているのか伺います。

また、県としてこのような課題解決とともに、建設労働者の働き方改革をどのように取り組むつもりなのか、知事の見解を伺います。

黒岩知事：次に、建設労働者の働き方改革と公契約条例についてお尋ねがありました。

まず、建設労働者の働き方改革についてです。

建設業では、担い手の育成と確保が課題であり、休暇や賃金の改善など、働き方改革を進めていくことが重要であると認識しています。

県は、建設業の働き方改革の取り組みの一つとして、平成 28 年度から週休 2 日制確保モデル工事を実施してきました。その結果、完成したモデル工事の約 9 割で、週休 2 日が達成されましたが、受注者などからは週休 2 日の実施に伴う賃金や経費を増額してほしいといった意見が出されました。そこで、4 週 8 休以上を達成した場合には、労務費や経費の割増しなどを行うこととし、本年 4 月から実施しています。

日給月給制に対する様々なご意見があることは承知していますが、こうした取り組みが、建設労働者の休暇取得の促進や、賃金の改善にもつながっていくものと考えています。

今後とも、建設業の働き方改革の取り組みについて、建設業団体などと意見交換を重ね、必要な見直しを進めてまいります。

(2) 公契約条例の制定について

井坂議員：次に、公契約条例の制定について伺います。

建設労働者の働き方改革としては、先にも述べたように労務費などの割増補正が取り組まれています。この割増分などが現場の建設労働者のところまで届かなければ、働き方改革とは言えないと思います。

この間、公共事業の設計労務単価は年々上がってきており、この動きを受け県は 2013 年から建設労働者の賃金実態調査を行い、状況把握に努めています。

この調査では、建設労働者の賃金はおおよそ設計労務単価の 8 割ぐらいとなっている現状です。

一方で、神奈川県建設労働組合連合会に加入している組合員の賃金実態調査では、2018 年度で常用雇用の労働者の 1 日当たりの平均賃金が 1 万 6792 円となっており、ここ数年、賃金の上昇はほとんどないとのことでした。

業種や工事の内容によってばらつきがあり、賃金実態を一律に比較できないところもありますが、現場の建設労働者の賃金が、設計労務単価の上昇に見合っていないと思われる実態について知事はどのように受け止めているのか、伺います。

さらに、建設労働者の働き方改革を進めるためにも、また、建設労働者の賃金を確保し働き手を確保するためにも、公契約条例を早期に制定することが必要と思いますが、知事の見解を伺います。

黒岩知事：次に、公契約条例の制定についてです。

平成 26 年 3 月の公契約に関する協議会からの報告では、公契約条例の導入について必要とする意見と、適切でないとする両方の意見がありました。その上で、今後県が検討すべき課題として、入札契約制度の見直しや一般業務委託の積算等のルール化、公契約条例制定自治体の運用状況調査や賃金実態調査の継続が指摘されました。

そこで、県では、公契約条例の制定も視野に、この 4 つの課題に取り組んできました。このうち、県土整備局発注工事に直接従事する労働者の賃金実態調査の結果では、職種によってばらつきはあるものの、調査対象となった職種の設計労務単価が、直近の 3 年間で約 13% 上昇しているのに対し、平均賃金は約 12% と、ほぼ同程度の上昇率であることを確認しています。

次に、公契約につきましては、公契約に関する協議会で指摘された 4 つの課題に取り組み、引き続き、どのように進めていくのが良いのか検討してまいります。

また、建設業の働き方改革を進めるために、今後も、発注・施工時期の平準化や、週休 2 日制確保モデル工事などに取り組んでまいります。

【4】教員の働き方改革と県独自の教員加配について

(1) 教員の働き方改革について

井坂議員：次に、教員の働き方改革と県独自の教員加配について伺います。

まず、教員の働き方改革についてです。

教員の働き方改革については国もその取り組みを進めており、本年1月には中教審の答申が出されました。この答申では、教育にとって不要不急な業務の削減などの一部の改善が盛り込まれているものの、長時間労働の解消に必要な教員増がないことや一律4%の調整額をつけることで教員がいくら残業しても残業代を支払わないという、いわゆる給特法を維持するものとなっているなど、不十分な内容となっています。

県は国のこのような動きに対応して、現場で働く教員も委員として参加した神奈川の教員の働き方改革検討協議会を立ち上げ、本年3月に最終まとめが出されました。

その中では、業務量の削減や勤務時間の把握、外部人材の活用、教員定数の改善などが出されています。

この最終まとめでは、長時間労働の削減のために勤務時間の把握が盛り込まれたことは重要です。また、業務の改善については業務アシスタントを導入する方向性も考えられていますが、教員とアシスタントが行う業務の線引きとそれを効率的に行うための運用、人員配置などは、相当現場の声に即したものにしなければ実効性が問われると思います。

さらに、登下校の見守りやパトロールについては、地域の人材活用とありますが、そのための地域との連携を十分に取る必要もあります。さらに、部活動指導員については、平日の夕方に部活動の支援ができる人の確保は相当難しいとともに、部活の種類ごとに1校当たり相当数の配置をしなければなりません。そして、何よりも教員の定数を改善し、教員の増員が求められます。

今後県としての方針がまとめられると思いますが、このような課題をどう改善しようと考えているのか、教育長に伺います。

また、現場の声をしっかりと反映させるとともに、実効性を担保するためには予算の増額と教員定数の増員が求められると思いますが、教育長の見解を伺います。

桐谷教育長：教育関係について、お答えします。

教員の働き方改革についてです。

県教育委員会では、教員が子どもたちと向き合う時間を確保するため、これまでも教員の働き方改革に取り組んできましたが、本年3月には、議員お話の協議会から「神奈川の教員の働き方改革に向けた意見」の最終まとめをいただいたところです。

現在、この協議会からの意見等を受けて、「教員の働き方改革に関する指針」の策定を進めています。協議会には現場の教員も委員に加わり、学校における課題に基づいた意見を取りまとめていただきましたので、その意見や国の動向等を踏まえて早期に指針を策定していきます。

そして、学校現場の課題の一つひとつに対応しながら、教員の働き方改革に、しっかりと取り組んでいきます。

また、今後の取り組みの推進に当たっては、様々な工夫や手立てを講じながら、必要な予算の確保を図っていきます。併せて、教員定数の改善については、引き続き粘り強く、国に対して要望してまいります。

(2) 少人数学級の促進のための県独自の教員の加配措置について

井坂議員：次に、少人数学級の促進のための県独自の教員の加配措置について伺います。

先ほどの教員の働き方改革の中でも出されましたが、教員の定数増を図るということは、小学校では少人数学級の推進にもつながる話だと思います。

県内の市町村でも、いろいろな国の教員加配メニューを活用して、教育の充実に努めています。

そのような中、横須賀市では、国の少人数指導などの加配メニューを活用するとともに、市独自に教員を採用することで小学校3年生まで35人以下学級となるような運用を2016年から始めています。

しかし、今年度は本来 9 校に配置する予定でしたが、市独自の採用への応募が少なく、3 つの小学校では 35 人以下学級が達成できない状況となっています。

なぜ応募が少ないかについては、はっきりとした要因はわかっていないようですが、非常勤で週 5 日の勤務が厳しいのではないかとのことでした。

県内で市町が独自に教員を採用し少人数学級を実施しているのは、横須賀市のほかに、綾瀬市が小学校 3 年生と 4 年生に、寒川町が小学校 3 年生に行っているとのことでした。

さらに、関東の都県では、東京都が中学校 1 年生、栃木県が小学校 3 年生から 5 年生と中学校の全学年を 35 人以下学級にしており、群馬県では小学校 1、2 年生を 30 人以下学級に、小学校 3 年生、4 年生、中学校 1 年生を 35 人以下学級にするために独自の措置をしています。

教員の配置は、政令市以外は県費負担で行われるのが基本です。東京都や他県の取り組みを参考にして、県内市町で行われている少人数学級の取り組みを応援し、県独自に教員を加配して少人数学級の促進をするべきと思いますが、教育長の見解を伺います。

桐谷教育長：次に、少人数学級の促進のための県独自の教員の加配措置についてです。

小・中学校の学級編成の標準や教員の定数については、いわゆる義務標準法により定められています。本県においても、この法令の範囲内で、各市町村の要望を踏まえ、少人数学級に加えて、ティームティーチングや、習熟度別指導などの少人数教育を実施しており、今年度、政令市を除いて約 1,000 名の教員を小・中学校に配置しています。

こうした義務教育段階における学級編成や、教職員の配置については、教育の機会均等と義務教育水準の維持向上の観点から、国の制度が根幹となるものです。したがって、少人数学級の推進のためには、義務標準法や義務教育費国庫負担制度のもと、国が責任をもって教員定数で対応すべきものであると、認識しています。

県教育委員会では、義務標準法の改正による少人数学級の拡充を、これまでも全国都道府県教育長協議会等の場を通じて、国に対して要望してきたところですが、今後も引き続き粘り強く対応してまいります。

以上でございます。

【5】障がい者差別解消に向けた条例制定について

井坂議員：次に、障がい者差別解消に向けた条例制定について伺います。

津久井やまゆり園の事件から今年の 7 月 26 日で 3 年を迎えます。二度とこのような事件が起きないためにも、本県はどこの都道府県よりも障がい者差別解消に向けた取り組みを強化する必要があると思います。

障がい者差別をなくすために各地域でもいろいろな取り組みが進められていますが、障害者差別解消法の第 17 条には、障害を理由とする差別に関する相談や事例を踏まえて取り組みを進められるように、障害者差別解消支援地域協議会をつくることができると規定されています。本県もこの協議会を発足させ、これまで、合理的配慮などの事例集を作成してきました。しかし、県内市町村では、まだ 14 の市町村でこの協議会が設立されていません。

さて、県の協議会では、先ほど述べた事例集を作成した後、情報の共有などは行われているようですが、事例の追加や具体的な相談対応を行うことはしていません。また、職員の対応要領が作られていますが、実際に差別とみられる事案が起こった際の対応の手続きについては、特段の規定がありません。

先日、藤沢市で障がいがあることを理由に入居を拒否された案件が発生し、県の相談窓口連絡をし、ある程度の対応がされたとのことですが、問題解決には至っていないとのことでした。

一方、横浜市では、精神障害者のグループホームの建設に対して地域住民の反対が報道されています。

県内でもこのように障がい者差別とみられる案件が発生していることを考えると、差別解消に向けた手続きなどを条例で定めておく必要があるのではないのでしょうか。

京都府では「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」を制定し、実際に起きた差別に対して、特定相談と位置づけ対応する手続きを明記しています。

また、地域相談員や広域専門相談員を配置して相談にあたること、具体的な事案に対して助言やあっせんなどを行う委員会を設置すること、必要があればあっせんや勧告を行うことなども定めています。

京都府の条例は、このような具体的な事案の対応だけでなく、さらに啓発活動や障がい児者との交流の推進、雇用及び就労の促進など、総合的で具体的な条例となっています。

そこで知事に伺います。障がい者差別解消を進める上で、県内でも障がい者差別と見受けられる事例が発生していることを受け止め、総合的で具体的な内容を持った障がい者差別解消に向けた条例をつくる必要があると思いますが、いかがお考えでしょうか。伺います。

黒岩知事：次に、障がい者差別解消に向けた条例制定についてお尋ねがありました。

「ともに生きる社会かながわ」の実現を目指す本県において、障がい者に対する差別は決してあってはならないと考えており、障がい者差別の解消は、引き続き全力で進める必要があります。

県では、障害者差別解消法に基づき、相談窓口を設置しており、相談があった場合には、速やかに指導権限を有する所管課等に引き継ぎ、そこで必要な対応を行うなど、差別解消に取り組んでいます。

一方、具体的にどういった行動が差別にあたるのかなどについて、事業者等に丁寧に説明し、理解を求めていくことが、大変重要であると考えています。このため、県では、障がい当事者団体、事業者団体等で構成する障害者差別解消支援地域協議会を設置し、相談事例の共有や、事例の検証などを行うとともに、事例集を作成して周知しています。

今後は、事例集の充実を図るほか、事業者等へのより効果的な普及啓発の方法も検討していきます。

お尋ねのような条例の制定は考えていませんが、県としては、引き続き、「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念の普及に全力で取り組むとともに、相談への対応や、事業者等への効果的な普及啓発をしっかり進めることで、誰もがその人らしく暮らせる地域社会の実現を目指してまいります。

《再質問》

井坂議員：答弁いただきましたので、何点かに絞って再質問をさせていただきたいと思います。

まず最初に、障がい者差別解消に向けた条例制定について伺います。

今、職員の方達も相談窓口設けて、そこで相談受けたら様々な対応するということが話をされましたが、条例制定の考えはないということが出されました。

そこで伺いたいのは、今、実際に、現実に差別と思われる事案が発生して、まだ解決にも至っていないという状況があると、現在の仕組みで対応が十分だというふうに思っているのかどうか、まず端的に一つ質問させていただきたいと思います。

現実に、先ほども言われましたが事案がそういう風に発生していて、相談を受け、そのあと解決に至っていない段階で、じゃあ相談の後はどう対応されるのか、相談しても解決しない場合はどういう手続きで救済措置が行われるのか、そういったことを私は明示しておくことが必要だと思うんです。

現在では、そのことが明示をされていないというふうに思いますので、やはり知事はそのような救済措置や相談後の手続きについて、そういう取り組みを明示しておくということについてはどう考えているのか、そのことを聞かせていただきたいと思います。

黒岩知事：それでは再質問にお答えしてまいります。

最初は、障がい者差別解消の問題であります。

県では、相談があった場合の対応マニュアルを作成しておりまして、これを庁内に配布しております。

各所属はこのマニュアルに従いまして、差別の解消に向けた指導等を行っています。

県としては、まずはこのように、一つひとつの相談に丁寧に対応して、事業者への指導等しっかりと行うことで、障がい者差別の解消に取り組んでいきたいと考えているところであります。

《意見・要望》

井坂議員：時間もありませんので、何点か要望させていただきたいのと、さきほど明示しておく、要するにこのことを明示しておくってことについては、ちょっと答弁がなかったなというふうには思っていますが、まあ時間もありませんので、次の要望等させていただきたいと思います。

障がい者差別の関係で言えばですね、横浜市には「横浜市障害を理由とする差別に関する相談対応等に関する条例」というものがあります。障がい者からの訴えに応じて、あっせんなど行う手続きが定められているわけです。

市として、そういう障がい者差別が、実際に起こった時の対応を条例に明記している。要するに、今言ったように明示しておくっていうことは、これは職員にとっても、また障がい者にとってもわかりやすく、やはり、その後の対応をしっかりと把握できることが、大切なんだと思いますので、ぜひ条例制定含めてですね、考えていただきたいと思います。

【6】米軍基地に関する問題について

(1) 日米地位協定について

井坂議員：次に、米軍基地に関連する問題について伺います。

まず、日米地位協定についてです。

これまでも、知事は渉外知事会の会長として、国に対して日米地位協定の改定について提言をしてきましたが、国はいまだに日米地位協定の改定をアメリカに求めることすらしていません。

これまでも日米地位協定の不平等性、アメリカへの従属的な内容については示されてきましたが、本年4月に沖縄県が出した調査報告書の内容は、改めて日米関係の従属的な状況をはっきりとさせました。この調査はドイツ、イタリア、イギリス、ベルギーの米軍との協定と日本の日米地位協定を比較したものです。

調査方針としては、①「受入国の国内法適用」、②「基地の管理権」、③「訓練・演習に対する受入国の関与」、④「航空機事故への対応」の4点を中心に事例比較をしています。

受入国の国内法適用については、規定の仕方について国によって違いがあるにせよ、いずれも国内法を適用することになっており、日本政府が米軍への国内法適用に後ろ向きの姿勢とは大きな違いがあると言えます。

さらに基地の管理権、立ち入り権との関係でも、ドイツでは地方自治体の立ち入り権も明記しており、イタリアでは米軍の使用する基地はイタリア司令部の下におかれ、イタリア司令官は自由に立ち入ることが可能となっている状況でした。

知事は、この沖縄県の調査報告についてどのように受け

他国地位協定調査について



現状と課題

- ✓ 1960年の締結以来、一度も改正されず
- ✓ 沖縄県で相次ぐ事件や事故
- ✓ 沖縄県外でも米軍機による事故が発生
- ✓ 日米地位協定の見直しを求める声

沖縄県

原則として日本の国内法が適用されないまま米側に裁量を委ねる形となる運用の改善だけでは不十分であり、抜本的な見直しが必要

政府

2つの補足協定（環境、軍属）を締結したものの、依然として、多くの基地問題が発生する相度、運用改善で対応

5カ国比較表（地位協定、国内法、運用等）

	国内法	管理権	訓練・演習	航空機事故
日本	原則不適用	立入り権明記無し	航空特別法等により規制できず	捜索等を行う権利を行使しない
ドイツ	原則適用	立入り権明記立入りパス支給	ドイツ側の承認が必要	ドイツ側が現場を規制、調査に主体的に関与
イタリア	原則適用	基地はイタリア司令部の下伊司令官常駐	イタリア側の承認が必要	イタリア検察が証拠品を押収
ベルギー	原則適用	地方自治体の立入り権確保	自国軍よりも厳しく規制	(未確認)
イギリス	原則適用	基地占有権は英国英司令官常駐	英側による飛行禁止措置等明記	英国警察が現場を規制、捜索

止めたのでしょうか、知事の見解を伺います。

また、このような報告を受け、神奈川県ももっと積極的に地位協定の改定に向けた取り組みを進めるべきと思いますが、いかがお考えでしょうか。伺います。

黒岩知事：次に、米軍基地に関連する問題についてお尋ねがありました。

まず、日米地位協定についてです。

沖縄県の地位協定調査については、昨年3月の中間報告及び本年4月の欧州編報告について、それぞれ渉外知事会の会議で説明いただくなど、構成都道府県とともに共通理解を深めてきました。

この調査は、駐留米軍への国内法の適用状況などについて、欧州4か国と日本との相違点を明らかにしたものであり、日米地位協定の課題を改めて浮き彫りにした、意義深いものと認識しています。

また、日米地位協定の改定に向けては、これまでも渉外知事会として、国に対し、国内法適用の拡大などを求めるとともに、昨年度は早急な日米交渉の開始等を求める特別要望を実施いたしました。今後、渉外知事会を通じて、基地に起因する様々な課題を抜本的に解決するため、日米地位協定の改定に向けて、取り組んでまいります。

(2) 横須賀港での米海軍の過剰警備について

井坂議員：次に、横須賀港での米海軍の過剰警備について伺います。

今年5月12日、横須賀を母港とするアメリカの原子力空母ロナルド・レーガンが定期メンテナンスを終え、横須賀港を出港する際、横須賀港の海上で監視活動を続けているヨコスカ平和船団のボートに対して、監視艇に乗った米兵が備え付けの機銃に手をかけて向かってきたという威嚇行動がありました。



このことは朝日新聞や神奈川新聞などでも取り上げられましたが、ヨコスカ平和船団の方たちは、このように機銃に手をかけての威嚇行動は初めてであり、明らかに行き過ぎた米軍の過剰警備と言わざるを得ないとして、米軍基地に抗議を行いました。

抗議に対して米海軍は、「基地憲兵隊の警備艇は出港する空母を安全に護衛しており、米海軍の艦船が出入港する際に行う通常の運用」と答えているようです。

そもそも横須賀港全体の管理者は、港湾法2条により横須賀市となっています。一方で、横須賀港には日米地位協定の2条、3条で米軍に提供された海域がありますが、今回ヨコスカ平和船団が監視活動を行っていた海上は、船を止めたり潜水などをしなければ、自由に船舶の航行が認められている水域です。

今回のヨコスカ平和船団の行動は合法的なものであって、米兵が機銃に手をかけて威嚇行動をとることは到底許されるものではありません。

本県として、このような米海軍の行動に対して横須賀市と一緒に抗議するべきと思いますが、知事はどのような対応をしたのでしょうか、伺います。

以上で一回目の質問とさせていただきます。

黒岩知事：最後に、横須賀港での米海軍の過剰警備についてです。

本県には多くの米軍基地が所在し、県民生活に様々な影響を与えていることから、これまでも基地の運用等に関しては、適時適切な情報提供を行うとともに、安全確保に細心の配慮を払うことを求めてきました。

お尋ねのありました、5月12日の空母出港時の米軍の海上警備について、国に情報提供を求めたところ、「通常の警備であった」とのことです。そのため本県としては、抗議等の対応は行っていません。今後とも、米軍基地の運用に関しては、適時適切な情報提供等を求めてまいります。

私からの答弁は以上です。

《再質問》

井坂議員：そしてもう一つは、横須賀港での米海軍の過剰警備についてなんですが、国の方に問い合わせをしたら通常の警備の範囲内だと話があったということなんですが、今回のことで大切なことは、これまで何度となく監視活動や抗議行動を行ってきた方々が今までになかったようなことが起こったと、こういうことを受けたということと同時に、実際に米海軍の警備に対して怖さを感じて威嚇されたと感じたということが大切なんだと思うんです。

一般的に、これはパワハラやセクハラなんかもそうですが、受けた人がどう思ったかが大切だということは一般的にも言われていることで、今回もそういう受け止めをする必要があるんじゃないかと私は思っています。

合法的に行動していた人たちが怖さを感じたってことに、もっと重きを置く必要があると思いますが、知事はその点についてどう考えているのでしょうか。伺います。

以上です。

黒岩知事：もう一つは、米軍の過剰警備と言った問題についてどうなのか、怖さを感じたといったことにどう対応するのかということでありますけれども、5月12日の空母出港時の米軍の活動については通常の警備であったというふうに国を通じて報告を受けておりまして、本県としては抗議等を行う考えはありません。

米軍基地の運用に関しましては、引き続き適宜適切な情報提供を求めてまいります。

答弁は以上です。

《意見・要望》

井坂議員：そしてもう一つ、米軍の過剰警備の問題で言えば、通常の警備と言いますが、この警備は軍港巡りなどの船も通る場所です。いろいろな人が通るわけですが、これが通常の警備とされては私は困るし、こういう恐怖を感じたっていうことをしっかりと受け止めて、それで知事が行動していくということが大切なんだと思うんです。

是非、こうやってどんどんどんどんエスカレートしていくような形にならないように、県として、知事として、しっかりと意見を述べていただきたい、行動していただきたいということを申し述べて私の質問、終わりとさせていただきます。